

教育後援会 会則改正

2010年6月12日 総会にて承認

改正点は以下の通りです。

改正案	現 行
<p>(名称及び事務局)</p> <p>第1条 本会は「敬愛大学教育後援会」と称し、事務局を敬愛大学(以下「大学」という)<u>学生支援室</u>に置く。</p>	<p>(名称及び事務局)</p> <p>第1条 本会は「敬愛大学教育後援会」と称し、事務局を敬愛大学(以下「大学」という)<u>内</u>に置く。</p>
<p>(役員)</p> <p>第5条 本会に次の役員をおき、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(4)理事 <u>9名</u> 会長の命を受けて会務を処理する。</p>	<p>(役員)</p> <p>第5条 本会に次の役員をおき、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(4)理事 <u>10名</u> 会長の命を受けて会務を処理する。</p>
<p>(役員を選出)</p> <p>第6条 会長・副会長・理事及び監事は総会において選任される。但し、理事は正会員のうちから選出された者6名と特別会員のうちから選出された者<u>3名</u>とする。</p>	<p>(役員を選出)</p> <p>第6条 会長・副会長・理事及び監事は総会において選任される。但し、理事は正会員のうちから選出された者6名と特別会員のうちから選出された者<u>4名</u>とする。</p>
<p>附則</p> <p>1 この会則は平成22年6月12日より施行する。</p>	<p>附則追加 (改正日明記)</p>